

非営利法人委員会報告第29号「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」を次のように一部改正する。

新	旧
<p>非営利法人委員会報告第29号 公益法人会計基準に関する実務指針（その2）</p> <p style="text-align: right;">平成18年4月13日 改正 平成20年10月7日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>指定正味財産と一般正味財産</p> <p>1. 寄付の範囲</p> <p>2. 事業年度内に支出が予定される寄付の取扱い</p> <p>3. 指定正味財産の範囲</p> <p>4. 新会計基準移行時に判断すべき事項</p> <p>特定資産</p> <p>1. 特定資産の勘定科目</p> <p>2. 固定資産の区分とその財源</p> <p>3. 用途が制約されている寄付金の取扱い</p> <p>4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産</p> <p>5. 指定正味財産及び一般正味財産からの充当額</p> <p>引当金</p> <p>1. 賞与引当金について</p> <p>2. 役員退職慰労引当金について</p> <p>リース会計</p> <p>1. リース取引の種類</p> <p>2. <u>リース取引の会計処理の概要</u></p> <p>3. <u>所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理</u></p> <p>4. <u>所有権移転ファイナンス・リース取引の借手の会計処理</u></p> <p>5. <u>オペレーティング・リース取引の会計処理</u></p> <p>6. <u>リース取引に係る財務諸表の注記</u></p> <p>7. <u>リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の取扱い</u></p> <p>退職給付会計</p> <p>1. 退職給付等に係る財務諸表の注記</p> <p>2. 確定拠出型の企業年金制度等について</p> <p>税効果会計</p> <p>1. 税効果会計の概要</p> <p>2. 税効果会計適用の要否</p> <p>3. 財務諸表における会計区分と法人税法上の収益事業との関係</p> <p>4. 税効果会計に係る会計処理の設例</p> <p>5. 税効果会計を適用する場合の法人税等に関する財務諸表の表示</p> <p>6. 税効果会計適用初年度の処理</p>	<p>非営利法人委員会報告第29号 公益法人会計基準に関する実務指針（その2）</p> <p style="text-align: right;">平成18年4月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会</p> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>指定正味財産と一般正味財産</p> <p>1. 寄付の範囲</p> <p>2. 事業年度内に支出が予定される寄付の取扱い</p> <p>3. 指定正味財産の範囲</p> <p>4. 新会計基準移行時に判断すべき事項</p> <p>特定資産</p> <p>1. 特定資産の勘定科目</p> <p>2. 固定資産の区分とその財源</p> <p>3. 用途が制約されている寄付金の取扱い</p> <p>4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産</p> <p>5. 指定正味財産及び一般正味財産からの充当額</p> <p>引当金</p> <p>1. 賞与引当金について</p> <p>2. 役員退職慰労引当金について</p> <p>リース会計</p> <p>1. リース取引の種類</p> <p>2. リース取引の会計処理</p> <p>3. <u>リース取引に係る財務諸表の注記</u></p> <p>4. <u>新会計基準適用前に開始されたリース取引の取扱い</u></p> <p>退職給付会計</p> <p>1. 退職給付等に係る財務諸表の注記</p> <p>2. 確定拠出型の企業年金制度等について</p> <p>税効果会計</p> <p>1. 税効果会計の概要</p> <p>2. 税効果会計適用の要否</p> <p>3. 財務諸表における会計区分と法人税法上の収益事業との関係</p> <p>4. 税効果会計に係る会計処理の設例</p> <p>5. 税効果会計を適用する場合の法人税等に関する財務諸表の表示</p> <p>6. 税効果会計適用初年度の処理</p>

新	旧
<p>本報告で使用する略称は、次のとおりである。また、これ以外の使い方をすることは、適宜略称の使い方について説明を加えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ） ・ 新会計基準注解：公益法人会計基準注解 ・ 新会計基準の運用指針：公益法人会計基準の運用指針について（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ） ・ 実務指針（その1）：非営利法人委員会報告第28号「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成17年6月13日 日本公認会計士協会） ・ <u>リース会計基準：企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日改正 企業会計基準委員会）</u> ・ <u>リース会計基準適用指針：企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日改正 企業会計基準委員会）</u> ・ <u>改正前</u>リース会計基準：「リース取引に係る会計基準」（平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会） ・ 退職給付会計基準：「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会） ・ 税効果会計基準：「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日 企業会計審議会） ・ （B/S）：貸借対照表 ・ （指定）：正味財産増減計算書（指定正味財産増減の部） ・ （一般）：正味財産増減計算書（一般正味財産増減の部） <p style="text-align: center;">（ から まで略）</p> <p style="text-align: center;">リース会計</p> <p>1. リース取引の種類</p>	<p>本報告で使用する略称は、次のとおりである。また、これ以外の使い方をすることは、適宜略称の使い方について説明を加えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ） ・ 新会計基準注解：公益法人会計基準注解 ・ 新会計基準の運用指針：公益法人会計基準の運用指針について（平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ） ・ 実務指針（その1）：非営利法人委員会報告第28号「公益法人会計基準に関する実務指針」（平成17年6月13日 日本公認会計士協会） <ul style="list-style-type: none"> ・ リース会計基準：「リース取引に係る会計基準」（平成5年6月17日 企業会計審議会第一部会） ・ 退職給付会計基準：「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日 企業会計審議会） ・ 税効果会計基準：「税効果会計に係る会計基準」（平成10年10月30日 企業会計審議会） ・ （B/S）：貸借対照表 ・ （指定）：正味財産増減計算書（指定正味財産増減の部） ・ （一般）：正味財産増減計算書（一般正味財産増減の部） <p style="text-align: center;">（ から まで略）</p> <p style="text-align: center;">リース会計</p> <p>1. リース取引の種類</p>
<p>Q14：リース取引の種類について教えてください。</p> <p>A：リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。</p> <p>リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の2種類に分けられる。</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。</p> <p>なお、ファイナンス・リース取引については、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引（所有権移転ファイナンス・リース取引）及びリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものの以外の取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）に分類される。</p> <p>(2) オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>	<p>Q14：リース取引の種類について教えてください。</p> <p>A：リース取引とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間（以下「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料（以下「リース料」という。）を貸手に支払う取引をいう。</p> <p>リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の2種類に分けられる。</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引</p> <p>ファイナンス・リース取引とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。</p> <p>なお、ファイナンス・リース取引については、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められる取引（所有権移転ファイナンス・リース取引）及びリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものの以外の取引（所有権移転外ファイナンス・リース取引）に分類される。</p> <p>(2) オペレーティング・リース</p> <p>オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。</p>

2. リース取引の会計処理の概要

Q15: リース取引の会計処理について教えてください。

A: 企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。公益法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。
したがって、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。
改正前リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができたが、平成20年4月1日以後開始する事業年度からは、当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。
また、オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うとともに一定の事項の注記を行うこととなる。
土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。
なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注記を省略することができる等の簡便的な取扱いが認められている。

3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理

Q16: 所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の会計処理を教えてください。

A: リース会計基準による所有権移転外ファイナンス・リース取引における借手の会計処理の主な内容は次のとおりである。
(1) リース取引開始日に、リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上する。ただし、リース資産については固定資産に属する各科目に含めることもできる。
(2) リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額等が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。
(3) 利息相当額の総額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分するが、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を採用することができる。
リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法。
なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合に賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が当該期末残

2. リース取引の会計処理

Q15: リース取引の会計処理について教えてください。

A: 企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。公益法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。
したがって、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。また、オペレーティング・リース取引についても通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うとともに一定の事項の注記を行うこととなる。
なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円未満の取引については資産計上又は注記を省略することができる。この場合、1つのリース契約に科目の異なる資産が含まれている場合は、異なる科目ごとに、その合計金額によることができるものとする。
ただし、リース契約1件当たりの金額が300万円未満であっても、同種のリース契約が多数あって、それが法人の事業内容に照らして重要なものと判断される場合には、それらについて資産計上又は注記を省略することはできない。

（「3. リース取引に係る財務諸表の注記」は、「7. リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の取扱い」へ移動）

（新設）

新

旧

高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合とされている。

(4) リース資産の減価償却費については、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、法人の実態に応じたものを選択する。

(5) リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。

< 設 例 >

前提条件

車両のリースについて所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する。

取得価額相当額（借手の見積現金購入価額）60,000（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。）

リース期間 5年

リース料 月額1,200 支払いは毎月末

リース料総額 72,000

借手の減価償却方法 定額法（耐用年数はリース期間とし残存価額はゼロとする。）

リース取引開始日 x1年4月1日

決算日 3月31日

リース債務の返済スケジュールは次のとおりである。

〔表1〕

回数	返済日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
1	x1年4月30日	60,000	1,200	829	371	59,171
2	x1年5月31日	59,171	1,200	834	366	58,337
...
12	x2年3月31日	50,594	1,200	887	313	49,707
...
59	x6年2月28日	2,378	1,200	1,185	15	1,193
60	x6年3月31日	1,193	1,200	1,193	7	-
	合計	-	72,000	60,000	12,000	-

(7) 利息相当額を利息法で会計処理する場合（上記(3)の原則的方法）

x1年4月1日（リース取引開始日）

リース資産（B/S）（*1）	60,000	／	リース債務（B/S）	60,000
----------------	--------	---	------------	--------

x1年4月30日（第1回支払日）

リース債務（B/S）（*1）	829	／	現金預金（B/S）	1,200
支払利息（一般）（*1）	371			

（*1）リース債務の元本返済額及び支払利息は、〔表1〕より。

x2年3月31日（第12回支払日・決算日）

新	旧								
<table border="1"> <tr> <td>リース債務 (B/S) (* 2)</td> <td style="text-align: right;">887</td> <td>現金預金 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> <tr> <td>支払利息 (一般) (* 2)</td> <td style="text-align: right;">313</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	リース債務 (B/S) (* 2)	887	現金預金 (B/S)	1,200	支払利息 (一般) (* 2)	313			
リース債務 (B/S) (* 2)	887	現金預金 (B/S)	1,200						
支払利息 (一般) (* 2)	313								
<table border="1"> <tr> <td>減価償却費 (一般) (* 3)</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> <td>減価償却累計額 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> </table>	減価償却費 (一般) (* 3)	12,000	減価償却累計額 (B/S)	12,000					
減価償却費 (一般) (* 3)	12,000	減価償却累計額 (B/S)	12,000						
<p>(* 2) リース債務の元本返済額及び支払利息は、〔表 1〕より。 (* 3) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $60,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 12,000$</p> <p>以後も同様な会計処理を行う。</p> <p>× 6 年 3 月 31 日 (最終回の支払いとリース物件の返却)</p>									
<table border="1"> <tr> <td>リース債務 (B/S) (* 4)</td> <td style="text-align: right;">1,193</td> <td>現金預金 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> <tr> <td>支払利息 (一般) (* 4)</td> <td style="text-align: right;">7</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	リース債務 (B/S) (* 4)	1,193	現金預金 (B/S)	1,200	支払利息 (一般) (* 4)	7			
リース債務 (B/S) (* 4)	1,193	現金預金 (B/S)	1,200						
支払利息 (一般) (* 4)	7								
<table border="1"> <tr> <td>減価償却費 (一般) (* 5)</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> <td>減価償却累計額 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> </tr> </table>	減価償却費 (一般) (* 5)	12,000	減価償却累計額 (B/S)	12,000					
減価償却費 (一般) (* 5)	12,000	減価償却累計額 (B/S)	12,000						
<table border="1"> <tr> <td>減価償却累計額 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> <td>リース資産 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">60,000</td> </tr> </table>	減価償却累計額 (B/S)	60,000	リース資産 (B/S)	60,000					
減価償却累計額 (B/S)	60,000	リース資産 (B/S)	60,000						
<p>(* 4) リース債務の元本返済額及び支払利息は、〔表 1〕より。 (* 5) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $60,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 12,000$</p> <p>(1) リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しないで会計処理する場合 (上記(3)の方法)</p> <p>× 1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)</p>									
<table border="1"> <tr> <td>リース資産 (B/S) (* 1)</td> <td style="text-align: right;">72,000</td> <td>リース債務 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">72,000</td> </tr> </table>	リース資産 (B/S) (* 1)	72,000	リース債務 (B/S)	72,000					
リース資産 (B/S) (* 1)	72,000	リース債務 (B/S)	72,000						
<p>(* 1) リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上する。</p> <p>× 1 年 4 月 30 日 (第 1 回支払日)</p>									
<table border="1"> <tr> <td>リース債務 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> <td>現金預金 (B/S)</td> <td style="text-align: right;">1,200</td> </tr> </table>	リース債務 (B/S)	1,200	現金預金 (B/S)	1,200					
リース債務 (B/S)	1,200	現金預金 (B/S)	1,200						
<p>× 2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日・決算日)</p>									

新	旧
リース債務 (B/S) 1,200 / 現金預金 (B/S) 1,200	
減価償却費 (一般) (* 2) 14,400 / 減価償却累計額 (B/S) 14,400	
<p>(* 2) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $72,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 14,400$</p> <p>以後も同様な会計処理を行う。</p> <p>× 6 年 3 月 31 日 (最終回の支払いとリース物件の返却)</p>	
リース債務 (B/S) 1,200 / 現金預金 (B/S) 1,200	
減価償却費 (一般) (* 3) 14,400 / 減価償却累計額 (B/S) 14,400	
減価償却累計額 (B/S) 72,000 / リース資産 (B/S) 72,000	
<p>(* 3) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $72,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 14,400$</p>	
<p>(ウ) 利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する場合 (上記(3)の方法)</p> <p>× 1 年 4 月 1 日 (リース取引開始日)</p>	
リース資産 (B/S) (* 1) 60,000 / リース債務 (B/S) 60,000	
<p>× 1 年 4 月 30 日 (第 1 回支払日)</p>	
リース債務 (B/S) (* 2) 1,000 / 現金預金 (B/S) 1,200 支払利息 (一般) (* 1) 200	
<p>(* 1) 支払利息は、利息相当額の総額 12,000 を、リース期間中の各期にわたり定額で配分する。 $12,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} \times 1 \text{月} / 12 \text{月} = 200$</p> <p>(* 2) $1,200 - 200 = 1,000$</p>	
<p>× 2 年 3 月 31 日 (第 12 回支払日・決算日)</p>	

新		旧	
リース債務 (B/S) (* 4)	1,000	現金預金 (B/S)	1,200
支払利息 (一般) (* 3)	200		
減価償却費 (一般) (* 5) 12,000 / 減価償却累計額 (B/S) 12,000			
(* 3) $12,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} \times 1 \text{月} / 12 \text{月} = 200$ (* 4) $1,200 - 200 = 1,000$ (* 5) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $60,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 12,000$			
以後も同様な会計処理を行う。			
× 6年3月31日 (最終回の支払いとリース物件の返却)			
リース債務 (B/S) (* 7)	1,000	現金預金 (B/S)	1,200
支払利息 (一般) (* 6)	200		
減価償却費 (一般) (* 8) 12,000 / 減価償却累計額 (B/S) 12,000			
減価償却累計額 (B/S) 60,000 / リース資産 (B/S) 60,000			
(* 6) $12,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} \times 1 \text{月} / 12 \text{月} = 200$ (* 7) $1,200 - 200 = 1,000$ (* 8) 減価償却費は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして計算する。 $60,000 \times 1 \text{年} / 5 \text{年} = 12,000$			
(削除)			
4. 新会計基準適用前に開始されたリース取引の取扱い Q17: ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借処理によっていましたが、新会計基準適用を機に売買処理に変更したいと思えます。この場合に新会計基準適用前に開始されたリース取引についての処理方法を教えてください。 A: 新会計基準適用前に開始されたリース取引については、企業会計においてリース会計基準が導入されたときの取扱いに準じて次のとおりとする。 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 次のいずれかの処理を採用することとなる。 新会計基準適用初年度において売買処理を採用することとし、リース取引開始日が新会計基準適用前のリース取引についても賃貸借処理から売買処理に変更する。この場合においては、当該リース取引につき、適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上することができる。 新会計基準適用初年度において売買処理を採用することとした場合におい			

新	旧
<p>4. 所有権移転ファイナンス・リース取引の借手の会計処理</p> <p>Q17: 所有権移転ファイナンス・リース取引の借手の会計処理について、所有権移転外ファイナンス・リース取引との主な相違点を教えてください。</p> <p>A: 所有権移転外ファイナンス・リース取引との主な相違は、次のとおりである。 <u>利息相当額の総額は、リース期間にわたり利息法により配分する（リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合の取扱いがない。）。</u> <u>自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によりリース資産の減価償却費を算定する。この場合の耐用年数は、経済的使用可能予測期間とする。</u></p> <p>5. オペレーティング・リース取引の会計処理</p> <p>Q17-2: オペレーティング・リース取引の会計処理及び注記について教えてください。</p> <p>A: オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。このうち解約不能のものに係る未経過リース料については、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。</p> <p>6. リース取引に係る財務諸表の注記</p> <p>Q17-3: リース取引の借手において必要とされる一定の注記項目及び記載例を教えてください。</p> <p>A: リース取引に関する注記は「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」(新会計基準第41(14))として、リース会計基準に準じて以下のような記載を行うことが考えられる。</p> <p>(1) ファイナンス・リース取引 <u>リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法</u></p> <p>(2) オペレーティング・リース取引（リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除く。） <u>貸借対照表日後1年以内のリース期間に係る未経過リース料</u> <u>貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料</u></p> <p>これらの注記の記載例を示すと次のとおりである。</p> <p><注記例></p> <p>1. 重要な会計方針 (3) 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>て、リース取引開始日が新会計基準適用前のリース取引で従来賃貸借処理によっていたものについては、引き続き賃貸借処理を採用できる。ただし、この場合、賃貸借処理の対象となるリース取引については、リース会計基準に準じた一定の事項を注記する。</p> <p>(2) 所有権移転ファイナンス・リース取引 <u>リース会計基準に準じて会計処理を行うこととする。したがって、当該リース取引につき、適用初年度の期首における未経過リース料残高相当額を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上することができる。</u></p> <p>(3) オペレーティング・リース取引 <u>リース会計基準に準じた一定の事項を注記する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新

旧

定額法によっている。

×××

定率法によっている。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

・
・
・

リース取引関係

(1) ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他固定資産

××事業における検査機器（機械装置）である。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

その他固定資産

本部におけるコンピュータ、サーバー及びコピー機（什器備品）である。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 ×××

1年超 ×××

合計 ×××

7. リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の取扱い

Q 17-4: リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていた場合の処理方法を教えてください。

(新設)

A: 所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、リース会計基準の改正により、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更する場合、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引については、原則として、下記(1)の処理が採用されるが、(2)、(3)の処理によることも認められている。

(1) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引についても、リース会計基準及びリース会計基準適用指針に定める方法により会計処理する。この場合、変更による影響額（適用初年度の期首までの当期一般正味財産増減額に係る累積的影響額）は経常外損益として処理する。

(2) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引については、

新	旧
<p>適用初年度の前年度末における未経過リース料期末残高又は未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する。未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とした場合は、リース会計基準適用後の残存期間における利息相当額については、利息法によらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。</p> <p>(3) リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引で、リース会計基準に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについては、引き続き賃貸借処理を採用する。この場合、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び改正前リース会計基準で必要とされていた事項を注記しなければならない。</p> <p>なお、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から新会計基準の適用を開始する法人における所有権移転外ファイナンス・リース取引についても同様の扱いとする。</p>	
<p>Q 17-5：リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について引き続き賃貸借処理を採用する場合における借手の注記項目及び記載例を教えてください。</p>	<p>Q 16：所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことを条件に通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされており、また、オペレーティング・リース取引についても一定の事項の注記を行うこととされていますが、リース取引の借手において必要とされる一定の注記項目及び記載例を教えてください。</p>
<p>A：リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用する場合の注記は、重要な会計方針欄に「引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している」旨を記載するとともに、ファイナンス・リース取引関係欄に改正前リース会計基準に準じて以下のような項目について記載を行う。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>— リース物件の取得価額相当額は、リース取引開始時に合意されたリース料総額から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて算定する。</p> <p>— リース物件の減価償却累計額相当額は、通常の減価償却の方法に準じて算定する。</p> <p>— リース物件の期末残高相当額は、当該リース物件の取得価額相当額から減価償却累計額相当額を控除することによって算定する。</p> <p>— リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額は、リース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>— 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料（貸借対照表日後のリース期間に係るリース料をいう。以下同じ。）から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定する。</p> <p>— 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るリース料の額と 1 年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。</p> <p>(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p>	<p>3. リース取引に係る財務諸表の注記</p> <p>A：リース取引に関する注記は「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項」（新会計基準第 4 1 (14)）として、リース会計基準に準じて以下のような記載を行うことが考えられる。</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理している場合</p> <p>— リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>(ア) リース物件の取得価額相当額は、リース取引開始時に合意されたリース料総額から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除した額に基づいて算定する。</p> <p>(イ) リース物件の減価償却累計額相当額は、通常の減価償却の方法に準じて算定する。</p> <p>(ウ) リース物件の期末残高相当額は、当該リース物件の取得価額相当額から減価償却累計額相当額を控除することによって算定する。</p> <p>(エ) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額は、リース物件の種類別に記載する。リース物件の種類は、貸借対照表記載の固定資産の科目に準じて分類する。</p> <p>— 未経過リース料期末残高相当額</p> <p>(ア) 未経過リース料期末残高相当額は、期末現在における未経過リース料（貸借対照表日後のリース期間に係るリース料をいう。以下同じ。）から、これに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除することによって算定する。</p> <p>(イ) 未経過リース料期末残高相当額は、貸借対照表日後 1 年以内のリース期間に係るリース料の額と 1 年を超えるリース期間に係るリース料の額とに分けて記載する。</p> <p>— 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>— 減価償却費相当額の算定方法</p>

新

(5) 利息相当額の算定方法

これらの注記の記載例を示すと次のとおりである。

< 設 例 >
前提条件

リース会計基準適用初年度開始前の車両のリース（所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当）について、引き続き賃貸借処理を採用することとした。

取得価額相当額（借手の見積現金購入価額） 40,000（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。）

リース期間 5年

リース料 年額 10,000 支払いは1年ごと（期末に支払う。）

リース料総額 50,000

借手の減価償却方法 定額法（耐用年数はリース期間とし残存価額はゼロとする。）

リース取引開始日 ×1年4月1日

決算日 3月31日

リース債務の返済スケジュールは次のとおりである。

返済日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
×2年3月31日	40,000	10,000	6,828	3,172	33,172
×3年3月31日	33,172	10,000	7,369	2,631	25,803
×4年3月31日	25,803	10,000	7,954	2,046	17,849
×5年3月31日	17,849	10,000	8,584	1,416	9,265
×6年3月31日	9,265	10,000	9,265	735	0
合計	-	50,000	40,000	10,000	-

< 注記例 > ×2年3月31日現在の財務諸表に係る注記の記載例

1. 重要な会計方針

・
・
・

(×)リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

・リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引関係

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	車両運搬具
取得価額相当額	40,000
減価償却累計額相当額	8,000
期末残高相当額	32,000

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	7,369	25,803	33,172

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,000
減価償却費相当額	8,000
支払利息相当額	3,172

旧

利息相当額の算定方法

これらの注記の記載例を示すと次のとおりである。

< 設 例 >
前提条件

車両のリースについて所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当し、賃貸借取引を採用している。

取得価額相当額（借手の見積現金購入価額） 40,000（貸手のリース物件の購入価額はこれと等しいが、借手において当該価額は明らかではない。）

リース期間 5年

リース料 年額 10,000 支払いは1年ごと（期末に支払う。）

リース料総額 50,000

借手の減価償却方法 定額法（耐用年数はリース期間とし残存価額はゼロとする。）

リース開始日 ×1年4月1日

決算日 3月31日

リース債務の返済スケジュールは次のとおりである。

返済日	期首元本	返済合計	元本分	利息分	期末元本
×2年3月31日	40,000	10,000	6,828	3,172	33,172
×3年3月31日	33,172	10,000	7,369	2,631	25,803
×4年3月31日	25,803	10,000	7,954	2,046	17,849
×5年3月31日	17,849	10,000	8,584	1,416	9,265
×6年3月31日	9,265	10,000	9,265	735	0
合計	-	50,000	40,000	10,000	-

< 注記例 > ×2年3月31日現在の財務諸表に係る注記の記載例

1. 重要な会計方針

(5) リース取引の処理方法

・ファイナンス・リース取引

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

・
・
・

・ファイナンス・リース取引関係

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	車両運搬具
取得価額相当額	40,000
減価償却累計額相当額	8,000
期末残高相当額	32,000

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料期末残高相当額	7,369	25,803	33,172

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,000
減価償却費相当額	8,000
支払利息相当額	3,172

新

- (4) 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。
 (5) 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

(から まで略)

旧

- (4) 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。
 (5) 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

(2) オペレーティング・リース取引(リース期間の中途において当該契約を解除することができるオペレーティング・リース取引を除く。)の場合
貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料

これらの注記の記載例を示すと次のとおりである。

< 設 例 >

前提条件

パソコンのリースについてオペレーティング・リース取引に該当し、賃貸借取引を採用している。

リース期間 5年

リース料 年額 10,000 支払は1年ごと(期末に支払う。)

リース料総額 50,000

リース開始日 ×1年4月1日

決算日 3月31日

リース料の返済スケジュールは次のとおりである。

返済日	期首未経過 リース料	返済額	期末未経過 リース料
×2年3月31日	50,000	10,000	40,000
×3年3月31日	40,000	10,000	30,000
×4年3月31日	30,000	10,000	20,000
×5年3月31日	20,000	10,000	10,000
×6年3月31日	10,000	10,000	0
合計	-	50,000	-

< 注記例 > ×2年3月31日現在の財務諸表に係る注記の記載例

・オペレーティング・リース取引関係

未経過リース料

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	10,000	30,000	40,000

(から まで略)

適 用

「非営利法人委員会報告第29号「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」の一部改正について」(平成20年10月7日)は、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用する。

以 上